

令和4年度盛岡市教育・保育施設利用者負担額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担の額(月額)				
		2号・3号				1号
		3歳未満児		3歳以上児		満3歳以上児
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	教育時間
A	生活保護法第6条第1項に規定する被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項による支援給付受給世帯、保護者が児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は児童福祉法による里親である世帯	0	0			
B0	非課税世帯 (母子・父子・障がい者世帯等)	0	0			
B	A階層及びD0階層からD14階層までを除き、4月から8月分については令和3年度分、9月から3月分については令和4年度分の市民税の額の区分が右の区分に該当する世帯	0	0			
C0	均等割のみの世帯 (母子・父子・障がい者世帯等)	4,800	4,700			
C	均等割のみの世帯、 1号認定で保護者が児童福祉法による里親である世帯 (C0階層を除く)	5,400	5,300			
D0	48,600円未満 (母子・父子・障がい者世帯等)	6,200	6,000			
D1	48,600円未満 (D0階層を除く)	7,400	7,200			
D20	48,600円以上 54,600円未満 (母子・父子・障がい者世帯等)	9,000	8,800			
D2	48,600円以上 54,600円未満 (D20階層を除く)	10,600	10,400			
D30	54,600円以上 57,700円未満 (母子・父子・障がい者世帯等)	9,000	8,800			
D3	54,600円以上 57,700円未満 (D30階層を除く)	14,000	13,700			
D40	57,700円以上 59,400円未満 (母子・父子・障がい者世帯等)	9,000	8,800	無償	無償	無償
D4	57,700円以上 59,400円未満 (D40階層を除く)	14,000	13,700			
D50	59,400円以上 77,101円未満 (母子・父子・障がい者世帯等)	9,000	8,800			
D5	59,400円以上 77,101円未満 (D50階層を除く)	17,600	17,300			
D6	77,101円以上 78,600円未満	17,600	17,300			
D7	78,600円以上 97,000円未満	21,600	21,200			
D8	97,000円以上 115,000円未満	26,600	26,100			
D9	115,000円以上 133,000円未満	30,000	29,400			
D10	133,000円以上 169,000円未満	36,000	35,300			
D11	169,000円以上 268,000円未満	42,000	41,200			
D12	268,000円以上 301,000円未満	47,100	46,200			
D13	301,000円以上 397,000円未満	51,600	50,700			
D14	397,000円以上	66,000	64,800			

○用語説明

- 1号：満3歳以上の教育標準時間認定を受けた幼稚園・認定こども園を利用する子ども
- 2号：満3歳以上の保育認定を受けた認定こども園・保育所を利用する子ども
- 3号：満3歳未満の保育認定を受けた認定こども園・保育所・家庭的保育事業等を利用する子ども
- 保育標準時間：施設を最大11時間利用する保育標準時間認定を受けた子ども
- 保育短時間：施設を最大8時間利用する保育短時間認定を受けた子ども

○備考

- 市民税の額は、寄付金税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・特定増改築住宅借入金等特別控除をする前の額となります。
- 児童の年齢は、令和4年3月31日の年齢です。令和4年度途中に児童の年齢が変わっても変更になりません。
- 所得税・市民税について修正申告等をした場合は、利用者負担額が変わる場合がありますので、変更後の税額がわかる書類を提出してください。
- 利用する施設によって、利用者負担額以外に施設の運営に係る経費などの特定負担額や、教材費や副食費などの実費徴収を求められることがあります。詳しくはご利用の施設にご確認ください。

○保育料の軽減について

保育施設を利用する子ども（3号）が、同一世帯の2人目以降の子どもに該当する場合は、次の軽減措置があります。

- 市民税の所得割課税額が133,000円未満（D9階層以下）の世帯の場合
国基準又は市独自の助成事業により、2人目以降の子どもの利用者負担の額は無料となります。
(第1子の年齢や保育施設等の利用の有無を問いません。)
- 上記以外の世帯
国基準により、保育施設等(※)を利用している小学校就学前の子どものうち、
年上の子どもから数えて2人目の子どもの利用者負担は半額、3人目以降は無料となります。
※ 認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、認可保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業、特例保育、企業主導型保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設